

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年12月10日
【会社名】	株式会社三菱総合研究所
【英訳名】	Mitsubishi Research Institute, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藪田 健二
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都千代田区永田町二丁目10番3号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長藪田 健二は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年9月30日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社（以下、「当社グループ」）について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

全社的な内部統制の評価は、当社並びに連結子会社3社及び持分法適用会社1社を対象に行いました。連結子会社6社及び持分法適用会社2社については、これらを合算してもなお財務報告に対する影響が金額的にも質的にも僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、まず、当社及び連結子会社1社を重要な事業拠点といたしました。重要な事業拠点の選定に当たっては、財務報告に対する金額的影響を測る指標として事業活動の規模及び経営成績を示す売上高（連結会社間取引消去後）が適切であると判断いたしました。ここで、売上高だけでは持分法適用会社等の金額的影響を適切に考慮できないことから、税金等調整前当期純損益及び利益剰余金（いずれも連結会社間取引消去前。持分法適用会社においてはこれらの持分比率相当額）を追加的な指標として用いております。全社的な内部統制が良好であることを踏まえ、それぞれの指標が全事業拠点での総合計のおおむね2/3程度に達しているかについて考慮し、重要な事業拠点を選定しております。また、財務報告に対する質的影響等も考慮しております。

次に、選定した重要な事業拠点においては、当社グループの主な事業内容が政策や一般事業に関する調査研究及びコンサルティング等並びにソフトウェア開発・運用・保守及び情報処理・アウトソーシングサービス及びシステム機器の販売等であることを勘案し、当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目として選定した売上高、売掛金、契約資産及び売上原価に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。

さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。具体的には、受注損失引当金、固定資産の減損損失等に係る業務プロセスを評価対象に追加しております。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。